

15X0

C11-55

平成25年(ワ)第22号

決 定

被 告 人 大 高 正 二

上記の者に対する公務執行妨害，傷害被告事件について，平成25年7月18日東京高等裁判所がした保釈請求却下決定に対し，弁護士長谷川直彦，同大口昭彦，同萩尾健太及び同河村健夫から異議の申立てがあったので，当裁判所は，次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申立てを棄却する。

理 由

本件異議申立ての趣意は，弁護士長谷川直彦，同大口昭彦，同萩尾健太及び同河村健夫連名作成の異議申立書記載のとおりであるが，要するに，保釈請求を却下した原決定は，適正手続（憲法31条），公平な裁判を受ける権利（同法37条1項），黙秘権（同法38条1項）を定める憲法の各条項に違反する上，被告人には罪証隠滅及び逃亡のおそれもなく，保釈を必要とする特別の事情があるから，その取消しを求めるというのである。

そこで，記録を調査して検討するに，本件勾留の基礎となっている公訴事実の要旨は，被告人が東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎第二南門において，被告人に対して発せられた構外退去命令を執行するため門扉を施錠していた東京高等裁判所事務局管理課庁舎警備係守衛長に対し，その後頭部を右拳で2回殴る暴行を加え，同人の職務の執行を妨害するとともに上記暴行により同人に加療約1週間を要する頭部打撲傷及び頸椎損傷の傷



害を負わせたという公務執行妨害，傷害の事案であり，被告人は同事実により平成24年9月19日第一審裁判所で懲役1年2月の実刑判決を受けたことが明らかである。

そこで，裁量保釈の適否について検討すると，本件は上記のようなそれ自体軽微ならざる事犯であること，被告人は平成22年4月に名誉毀損罪により懲役10月，3年間執行猶予の判決を受けていたが，本件はその控訴中の犯行であること，被告人の本件での応訴態度等に照らせば，他方において，被告人の年齢，[？]身上関係などの事情を考慮に入れても，裁量による保釈が相当でないとした原決定の判断に誤りがあるとはいえない。論旨は理由がない。

よって，刑訴法428条3項，426条1項後段により，本件異議の申立てを棄却することとし，主文のとおり決定する。

平成25年8月1日

東京高等裁判所第1刑事部

裁判長裁判官 角 田 正

裁判官 伊 藤 敏

裁判官 鎌 倉 正

これは謄本である。

平成25年8月1日

東京高等裁判所第1刑事部

裁判所書記官 北本隆志

真実を追求する言動がやましいません。私が悪事をしよる様記述して保釈請求を却下する。このが国民を騙し裁判所の平法です。裁判所は極める悪質な犯罪組織です。#この掲載される。裁判資料を見れば事実を確認出来ます。又、私は才三回控訴審公判で定立せら此ました。公判調書には不規則発言を述べた事と記述されています。事実とは違ひと二回言った事です。挙手をし。傍聴者が30人以上。后下の方確認する事が出来ず。

